

「年金業務システム（フェーズ2）の本格開発（仕様凍結後の追いつき対応）に係る要件定義支援等業務 一式」仕様書（案）に係る意見等に対する回答

令和6年1月
日本年金機構

標記について、意見を募集したところ、以下のようなご意見等をいただきました。お寄せいただいたご意見等とそれに対する回答は次のとおりです。

項番	仕様書の該当箇所		区分	意見等内容	回答
	頁	章番号等			
1	P15	1.(7)	要望	「本業務の対象となる設計・開発の状況に応じて、前述の契約期間を変更する場合があるが、その場合には、本受注者は、機構からの協議に誠実に対応すること。」と記載がありますが、契約期間の変更が発生した際は、期間の変動に伴う要員の変更、一定期間の維持確保、習熟等が必要になると認識しております。また、仮に、業務スコープは同様であっても、その実施期間が断続的、あるいは空白期間が発生するような場合は、安定した要員供給のため、当該要員を継続して確保維持する必要がある、追加の費用が発生する場合があると認識しております。こういった変更に伴う追加の費用を織り込んでの協議とさせていただきますでしょうか。	ご意見内容に記載いただいた状況が発生した場合については、別途協議のうえでの対応とさせていただきます。
2	P25	3.(2)	要望	本役務のうち「ウ.基本設計書修正に係る支援（ア）開発受注者と仕様調整に係る支援及び（イ）基本設計書等のレビューの支援」において、開発受注者との仕様調整対応や設計書等レビュー対応を「※注釈付き業務（システムエンジニアが実施する、決められた要件、決められた手法に基づくアウトプットが明確な作業）」と位置付けておりますが、当該支援業務履行に当たっては、貴機構の業務・システム要件の正しい理解に基づき、受注者（技術者）の意図や設計作業への影響を踏まえた質疑対応や補足、受注者が提案する仕様案に対する妥当性・十分性の評価など、貴機構業務・システムに係る深い理解と技術的な専門性に基づく思考・判断を要するという理解です。そのため、当該作業からは「※注釈」を除外いただくことが望ましいと考えますが、想定する作業内容に認識相違があればご教示ください。	業務・システム要件の正しい理解に基づき、受注者（技術者）の意図や設計作業への影響を踏まえた質疑対応や補足、受注者が提案する仕様案に対する妥当性・十分性の評価など、業務・システムに係る深い理解と技術的な専門性に基づく思考・判断を実施できる者について、システムエンジニアという言葉で表現させていただいておりますが、分かりにくいため、当該箇所について、「システム支援業者がシステムの専門的知識に基づき実施する、決められた要件、決められた手法に基づくアウトプットが明確な作業であることに留意すること」と修正させていただきます。 なお、「※注釈」については付けたままとさせていただきます。
3	別紙1・P2～3	項番11～44	質問	役割分担表における「各種会議」の作業項目については、追いつき開発に係る設計開発受注者が決定し役務開始後の対応となる理解です。 また#21以降の「各種ワーキンググループ」の作業項目については、追いつき開発に係る基本設計修正の結果、データベース仕様やインターフェース仕様等想定仕様の変更が生じ、かつ既に設計開発を進める他サブシステム・他区分受注者領域に影響が生じる場合に変更仕様の説明や調整を行うという理解で、必要がある場合に限って貴機構職員様とともに協議に参加するという位置づけ（議題がない場合は、定常参加する必要はない想定）という理解です。 上記弊社理解・認識で相違ないかご確認をお願いいたします。	ご認識の通りです。